

表 3.2-20 ダイオキシン類に係る環境基準(水質及び水底の底質)

媒体	環境上の条件	測定方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値(水底の底質を除く)は、年間平均値とする。

表 3.2-21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準 平成9年3月13日 環境庁告示第10号

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、規格等により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(3) 騒音

騒音に係る環境基準は、表 3.2-22(1)～(3)に、地域類型の区分は表 3.2-23 に示すとおりです。

騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼・夜間別に基準値が定められています。

表 3.2-22(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	地域の区分	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示64号

注) この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

表 3.2-22(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の類型	時間の区分	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示64号

注1) 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 1.2-22(3)の基準値の欄に掲げるとおりとしています。

表 3.2-22(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示64号

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。(騒音に係る環境基準の改正について 平成10年9月30日環大企257号)

2車線以下の車線を有する道路15メートル

2車線を超える車線を有する道路20メートル

表 3.2-23 各自治体における騒音に係る地域類型

市名	地域類型	指定地域
市川市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域*、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域*を除く。）、第二特別地域*、工業地域（ただし、第二特別地域*を除く。）
	備考	※第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 30 メートル以内の地域 ※第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲 30 メートル以内の地域
船橋市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部*
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場 2 丁目、市場 5 丁目、馬込町、夏見 1 丁目、夏見 5 丁目、夏見 7 丁目、夏見台 2 丁目、夏見台 4 丁目、夏見台 6 丁目、夏見町 2 丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町 1 丁目、飯山満町 2 丁目、大穴町、薬円台 3 丁目、新高根 1 丁目、高野台 4 丁目、高野台 5 丁目、八木が谷 2 丁目、八木が谷 3 丁目、八木が谷 4 丁目、八木が谷 5 丁目、みやぎ台 1 丁目、みやぎ台 2 丁目、みやぎ台 3 丁目、みやぎ台 4 丁目、二和東 1 丁目、二和東 2 丁目、二和東 3 丁目、二和東 4 丁目、二和東 5 丁目、二和西 2 丁目、二和西 3 丁目、二和西 4 丁目、二和西 5 丁目、二和西 6 丁目、三咲 1 丁目、三咲 3 丁目、三咲 4 丁目、三咲 5 丁目、三咲 6 丁目、三咲 7 丁目、三咲 8 丁目、三咲 9 丁目、南三咲 4 丁目、金杉 1 丁目、金杉 2 丁目、金杉 3 丁目、金杉 4 丁目、金杉 8 丁目、金杉 9 丁目、大穴南 2 丁目、大穴南 4 丁目、大穴南 5 丁目、大穴北 1 丁目、駿河台 1 丁目、駿河台 2 丁目、藤原 5 丁目、藤原 6 丁目、藤原 7 丁目、藤原 8 丁目、旭町 1 丁目、旭町 3 丁目、旭町 4 丁目、旭町 5 丁目及び旭町 6 丁目の全部の地域並びに松が丘 2 丁目、八木が谷町、大穴南 3 丁目及び大穴北 8 丁目の一部の地域
松戸市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
柏市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
八千代市*	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第 1 特別地域*
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第 1 特別地域を除く）、第 2 特別地域*、市街化調整区域の一部*
	備考	※第 1 特別地域：準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲 50 メートル以内の地域 ※第 2 特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲 50 メートル以内の地域 ※市街化調整区域の一部：大字保品南、郷及び須賀の全部地域、大字米本下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、鳩田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印西市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（第 1 特別地域*を除く）
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第 1 特別地域*
	備考	第 1 特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲 50m 以内の地域
白井市*	A	第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、準工業地域

市川市告示第128号 平成24年4月1日
 船橋市告示第72号 平成24年2月14日
 松戸市告示第193号 平成24年4月12日
 柏市告示第81号 平成24年3月30日
 八千代市告示第108号 平成24年3月30日
 鎌ヶ谷市告示第31号 平成24年3月30日
 印西市告示第34号 平成24年3月30日
 白井市告示第39号 平成24年3月30日

*ただし、学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲50メートル以内の区域における規制基準は、上記の値から5デシベルを減じた値とする。(八千代市、白井市)

注)各地域の類型は、次のような地域をあてはめるものとされており、事業実施想定区域及びその周囲に位置する市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市における具体的な地域としては、表中に示すとおりである。

地域の類型

- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

また、航空機騒音に関しては、地域類型別に、騒音に係る環境基準が定められており、評価手法として時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})が用いられます。

航空機騒音の環境基準は表 3.2-24 に、地域類型の指定状況は表 3.2-25 に示すとおりです。

表 3.2-24 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

航空機騒音に係る環境基準について 平成19年12月17日 環境省告示第114号

注1) I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 3.2-25 航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況

飛行場名	環境基準をあてはめる市町村	地域の類型	指 定 地 域
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	I 類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定められていない地域
		II 類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

千葉県告示第695号 昭和53年8月29日

(4) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 3.2-26 に示すとおりです。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

土壤環境基準 平成3年8月23日環境庁告示第46号

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、規格等が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壤のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2-27 に示すとおりです。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準(土壤)

媒体	環境上の条件	備考
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注)環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

7) 公害防止に関する法令に基づく規制基準等

(1) 騒音規制法第三条第1項及び第十七条第1項に基づく指定地域内における自動車

騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.2-28(1)～(2)に、区域区分は表 3.2-29 に示すとおりです。

表 3.2-28(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		基準値
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成12年3月2日総理府令第15号

表 3.2-28(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成12年3月2日総理府令第15号

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。